

保険・年金 フォーカス

IAIGs の指定の公表 に関する最近の状況 —48 グループのうちの 45 グループが明らかに—

取締役 保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

各国・地域の保険監督当局等による IAIGs（国際的に活動する保険グループ）の指定を巡る状況については、これまで、保険年金フォーカス「[欧州各国の保険監督当局等が IAIGs 指定保険グループを公表](#)」（2020.6.10）及び保険年金フォーカス「[IAIS が IAIGs の指定に関する登録簿等の情報を公表—48 グループが IAIGs に指定される—](#)」（2020.7.9）で報告してきた。その後、各国・地域の保険監督当局等（実際は GWS（group-wide supervisors）と呼ばれるグループ監督者）による IAIGs に指定された保険グループの公表が逐次行われてきている。

今回のレポートでは、IAIGs の指定の公表に関する直近の状況を報告する。

2—IAIGs とは

まずは、繰り返しになるが、IAIGs について説明する。

IAIGs というのは、英語で「Internationally Active Insurance Groups」と呼ばれており、その言葉通りに、「国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している保険グループ」のことを指している。その具体的な選定基準については、IAIS（保険監督者国際機構）が定量的基準等を定めている。また、IAIGs に対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

1 | IAIGs の選定基準

IAIGs の選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

- ① 国際的活動
 - ・ 3 つ以上の管轄区域において、保険料が計上されていること、及び
 - ・ 本店所在管轄区域外の GWP（収入保険料）のグループ全体の GWP に対する割合が 10%以上
- ② 規模（3 年移動平均）
 - ・ 総資産が 500 億米ドル以上、又は
 - ・ 全体の GWP が 100 億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、グループ全体ベースで IAIGs の監督に対して責任を有している GWS が、限定された状況において、グループが IAIGs とみなされるかどうかを判断するための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活動が重大である場合、(b) 合併及び買収あるいは売却等により、近い将来に基準を満たすあるいは満たさなくなる場合、等が想定されている。

2 | 今回の IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS によって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と IAIGs の基準の充足又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数を比較した情報が添付されることになっている。

3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み) を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1) 監督当局の枠組み (監督カレッジの組成や危機管理グループ (CMG) の設立)、(2) 資本規制、(3) 再建・破綻処理計画、(4) グループガバナンス、(5) ERM (統合的リスク管理)、等が挙げられている。それぞれの項目の具体的な内容については、今回のレポートの趣旨ではないので触れないが、例えば、「(2) 資本規制」について、IAIS は ComFrame の一環として ICS (保険資本基準) を策定中である。

3—IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報

IAIS は、IAIGs の指定に関して、以下の情報を公表¹している。

1 | 直近の IAIS による情報開示

以前のレポートで報告したように、IAIS の 2020 年 7 月 1 日の公表によれば、「2020 年 7 月 1 日の時点で、16 の管轄区域からの 48 の IAIGs が関連 GWS により確認されている。さらにこれらの 48 の IAIGs のうち、11 の管轄区域からの 30 の IAIGs が関連 GWS により公開されている。」となっていた。また、「少なくとも、公開登録簿は毎年更新される。しかし、その年に発生する可能性のある GWS による開示に基づいて、アドホックな更新がより頻繁に行われる可能性がある。」としていた。

IAIS は、その後も適宜、この公開登録簿を更新してきている。

直近では、2021 年 3 月 25 日において、情報の更新²がなされている。今回のレポートはこの内容

¹ IAIS 以下の Web サイトから入手可能

<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe/file/90785/register-of-internationally-active-insurance-groups-iaigs>

² <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe/file/96294/register-of-internationally-active-insurance-groups-iaigs>

に基づいて報告する。

2 | 今回の情報更新に基づく IAIGs に指定された保険グループの状況

今回の情報更新によれば、全体で 16 の管轄区域からの 48 の IAIGs のうち、15 の管轄区域からの 45 の IAIGs が公開されている。

保険年金フォーカス「[IAIS が IAIGs の指定に関する登録簿等の情報を公表—48 グループが IAIGs に指定される—](#)」（2020.7.9）で報告した 11 の管轄区域からの 30 の IAIGs からは、その後の情報更新で、米国及び新たな 4 つの管轄区域（オーストラリア、日本、カナダ、スイス）からの以下の 15 の保険グループ（名前の後の（ ）内は GWS）の名前が IAIGs として指定されたことが公開されている。

米国は各州の保険監督当局が GWS となっており、州単位で情報公開がなされているので、これまで公開されていた IAIGs に対して、新たに NY 州からの IAIGs が公開されている。日本については、2020 年 10 月 30 日に、4 つの保険グループが IAIGs に指定されたことが公表されている³。

米国

American International Group (AIG) (New York State Department of Financial Services
MetLife, Inc. (NYSDFS)

オーストラリア

QBE Insurance Group Limited (Australian Prudential Regulation Authority (APRA))

日本

Dai-ichi Life Holdings, Inc. (Financial Services Agency (JFSA))

MS&AD Insurance Group Holdings, Inc. (JFSA)

Sompo Holdings, Inc. (JFSA)

Tokio Marine Holdings, Inc. (JFSA)

カナダ

Canada Life Assurance Company (Office of the Superintendent of Financial Institutions
(OSFI))

Manufacturers Life Insurance Company (OSFI)

Sun Life Assurance Company of Canada (OSFI)

スイス

Baloise Group (Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA))

Helvetia Group (FINMA)

Swiss Life Group (FINMA)

Swiss Re Group (FINMA)

Zurich Insurance Group (FINMA)

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20201030-2/202010.pdf>

結局、これまでに公開された 45 の IAIGs の管轄区域別の内訳は、以下の通りとなっている。

フランス	8
英国	4
ドイツ	3
オランダ	2
イタリア、スペイン、ベルギー、オーストリア	1
スイス	5
米国	8
カナダ	3
日本	4
香港	2
シンガポール	1
オーストラリア	1

3 | 公開されていない IAIGs の状況

IAIGs の名簿公開については、IAIGs に対する規制等の実施に関して、各管轄区域等での所要の対応が必要になってくる等の事情もあることから、それぞれの GWS の判断によって対応が異なっている。

今回の IAIS の情報更新により、IAIGs に指定された保険グループのある 16 の管轄区域のうちの 15 の管轄区域が公開されたことになる。残された 1 つの管轄区域及び 3 つの IAIGs については、以前のレポートでも報告したように、中国及び中国からの保険グループであると推定される。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報について報告してきた。

IAIGs の指定状況は、それぞれの国や地域における保険市場や保険グループの海外展開の状況等を反映して、国・地域毎にその指定グループ数がかなり異なっている。

今回の 48 の保険グループの IAIGs の指定については、適宜見直しが行われていくことになっており、新たな追加や削除等が行われていくことにもなる。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上